

愛知県道路メンテナンス会議 設立総会・第1回会議 合同会議

日 時：平成26年4月28日（月）
13：30～15：00（予定）
場 所：愛知県自治研修所 8階 講堂
（名古屋市中区丸の内 2-5-10）
事務局：国土交通省中部地方整備局
名古屋国道事務所 管理第二課
国土交通省中部地方整備局 地域道路課
愛知県建設部 道路維持課
名古屋市緑政土木局道路建設部 道路建設課
中日本高速道路株式会社名古屋支社
名古屋保全・サービスセンター担当課

議事次第

進 行：国土交通省中部地方整備局

名古屋国道事務所

第1部 設立総会

1. 開 会

2. 会長あいさつ：名古屋国道事務所長

3. 話題提供：中部地方整備局 道路保全企画官（資料1）

テーマ 道路のメンテナンスを巡る全国的な動きについて

4. 設立承認（資料2）

1) 設立趣旨について

2) 規約について

第2部 第1回会議

1. 議 事

1) 専門部会の設置について（資料3）

- ①道路ストック総点検・定期点検部会
- ②高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する部会
- ③研修部会
- ④地域一括発注検討部会

2) 意見交換

(会議の進め方、国への質問、要望、支援要請など)

3) 事務局からの連絡

- ①市町村のニーズの把握 (希望する支援メニュー等について)
- ②今後のスケジュールについて

2. 閉 会

【会議の公開・非公開：第1部のみ公開】

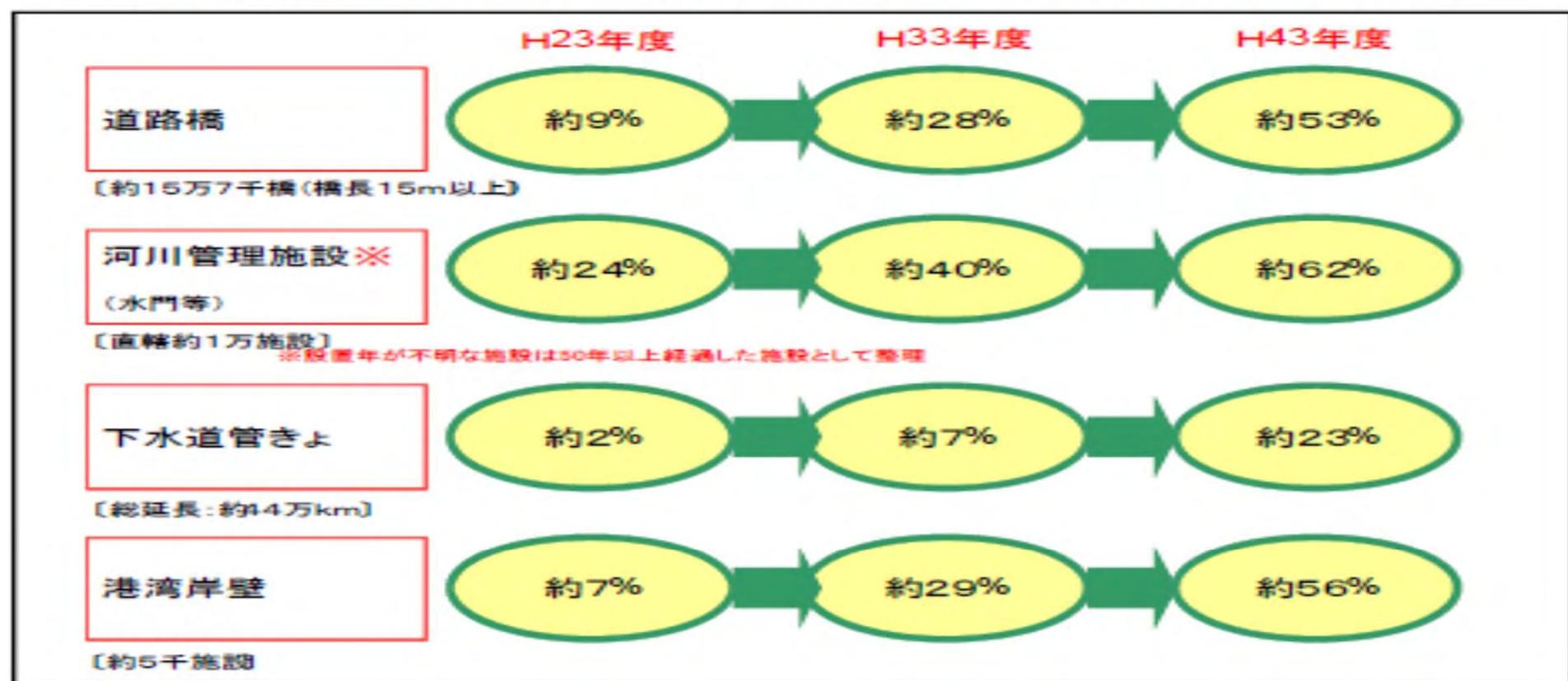
道路メンテナンスを巡る 全国的な動きについて

平成26年4月28日

国土交通省 中部地方整備局 道路部
道路保全企画官 濱地 仁

社会資本の老朽化の現状

今後急速に進行する社会資本の高齢化
(建設後50年以上経過する社会資本の割合)



○今後20年間で社会資本の老朽化が加速度的に進展

本日のキーワード

- 加速度的に進展する道路構造物の高齢化
- 老朽化対策
- 戦略的な維持管理・更新（戦略）
- 長寿命化のサイクルを確実に廻す（戦術）
- 点検・評価・長寿命化計画・対策実施・記録
- メンテナンスサイクル
- そのために道路法が改正され、点検が義務化
- 国土交通省と国全体が総力を挙げて取り組む

太田国土交通大臣の年頭記者会見

< 26年は「メンテナンス元年」2年目 >

< 今年の公共事業のメインストリーム >

- ・防災・減災
- ・老朽化対策
- ・メンテナンス
- ・耐震化

メンテナンス元年(H25)の取組み Ⅱ

本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

当面講ずべき措置を工程表としてとりまとめ（平成25年3月）

「社会資本の老朽化対策会議（議長：国土交通大臣）」にて、今後3年間にわたる当面講ずべき措置の具体的な取組みを工程表としてとりまとめ

道路法改正の概要（平成25年6月5日公布、9月2日一部施行）

【道路の維持・修繕の充実（ハード対策）】

- ・点検基準の法定化
- ・国による修繕等の代行制度の創設

【大型車両の通行の適正化（ソフト施策）】

- ・制限違反を繰り返す車両の使用者等に対する監督強化（立ち入り検査の実施） 等

インフラ長寿命化基本計画の策定（平成25年11月）

「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議（議長：内閣官房副長官補）」にて、戦略的な維持管理・更新等を推進するため、数値目標やロードマップを明確にしたインフラの長寿命化に関する基本方針をとりまとめ

⇒ 今後各省庁毎に「インフラ長寿化計画（行動計画）」を策定予定

社会資本の老朽化対策会議

設置主旨

我が国社会資本の老朽化が急速に進む中で、「国民の命を守る」観点から、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進することが必要。

このため、必要な施策について検討し、着実に実施していくことを目的として、平成25年1月21日に国土交通大臣を議長とする「社会資本の老朽化対策会議」を設置。

構成員

国土交通大臣(議長)

国土交通大臣政務官(3名)

国土交通副大臣(2名)

関係局長以上(28名)

検討状況

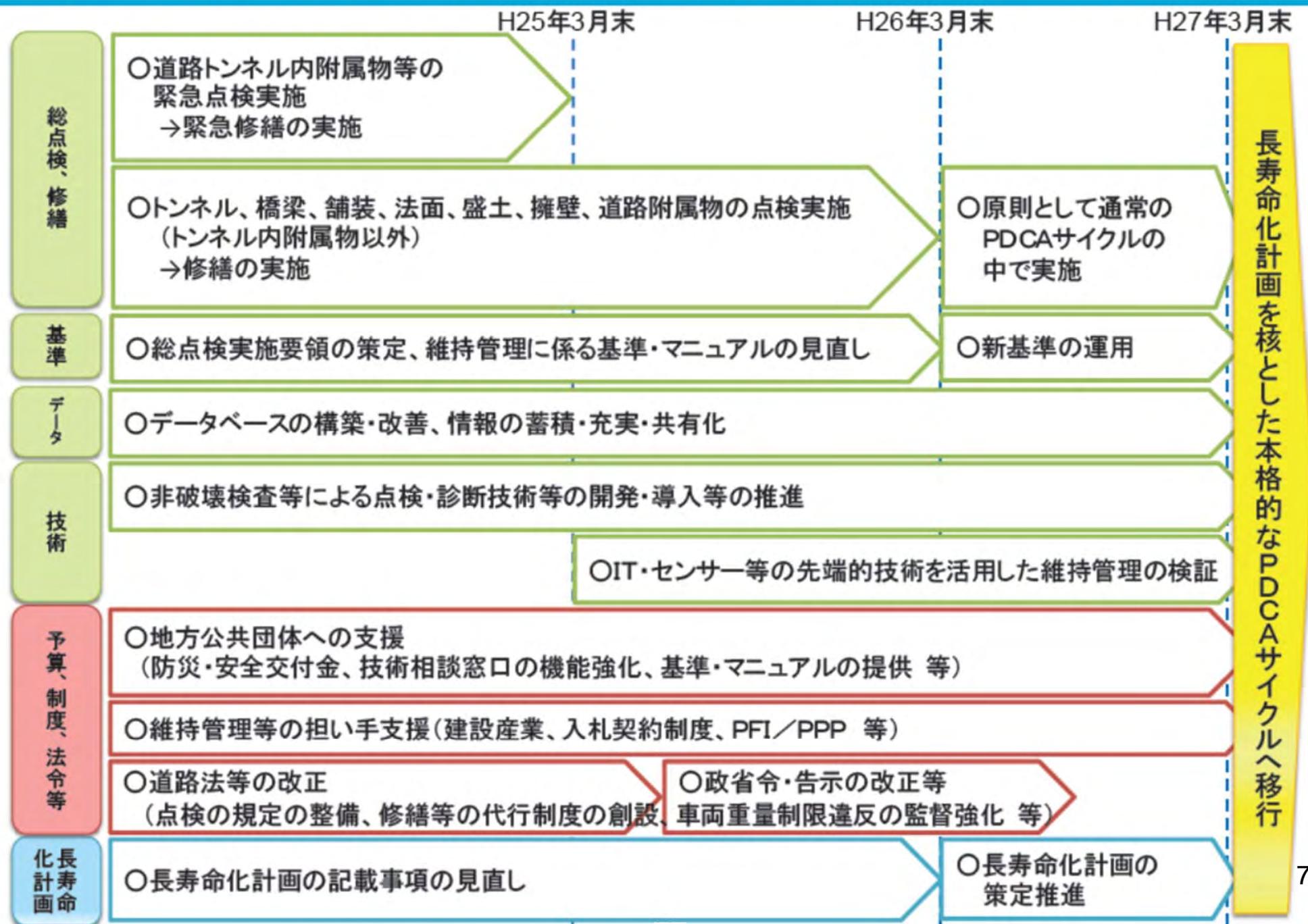
平成25年3月21日、老朽化対策の全体像を、スケジュールを明確にした工程表にしてとりまとめ。

<ポイント>

○まずは点検と的確な修繕を行い、新技術の実証や地方への人的・財政的支援、長寿命化計画の充実など、老朽化対策全般の施策をとりまとめ、本格的なPDCAサイクルの構築を推進。

○体制強化のため、「社会資本老朽化対策推進室」(室長は事務次官)を設置。

社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置 工程表(道路関係)



長寿命化計画を核とした本格的なPDCAサイクルへ移行

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議の設置について(平成25年10月4日)

1. インフラの老朽化対策に関し、関係府省庁が情報交換及び意見交換を行い、連携を図るとともに、必要な施策を検討・推進するため、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長:内閣官房副長官補

副議長:国土交通省総合政策局長

構成員:

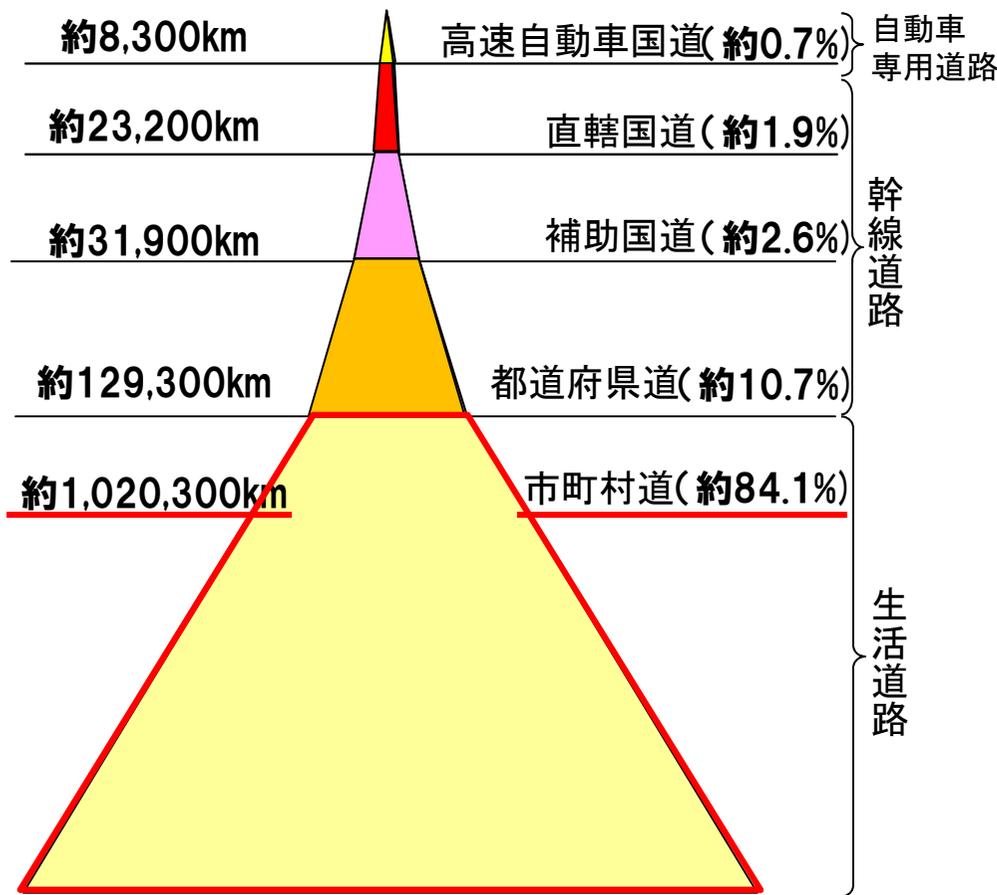
内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室副室長、内閣府大臣官房長、内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)、警察庁交通局長、復興庁統括官、総務省大臣官房総括審議官、法務省大臣官房長、外務省大臣官房長、財務省大臣官房審議官、文部科学省大臣官房総括審議官、厚生労働省大臣官房長、農林水産省農村振興局長、経済産業省産業技術環境局長、環境省大臣官房長、防衛省経理装備局長、オブザーバー衆議院事務局庶務部長、参議院事務局管理部長、国立国会図書館総務部長、最高裁判所事務総局経理局長

3. 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 連絡会議(幹事会を含む。以下同じ。)の庶務は、関係行政機関の協力を得て、国土交通省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

管理者別の道路延長と橋梁数

日本では、全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道

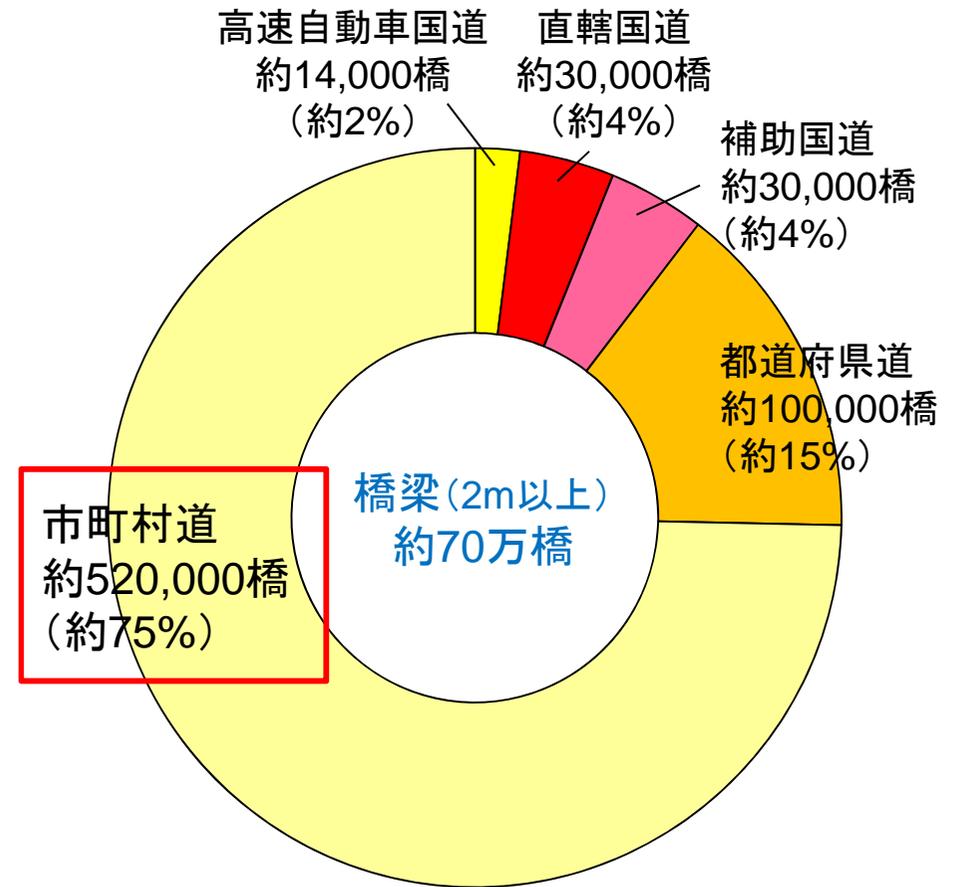
【日本の道路種別と延長割合】



合計 約1,213,000km (100.0%)

※道路局調べ (H25.4)

【道路種別別橋梁数】

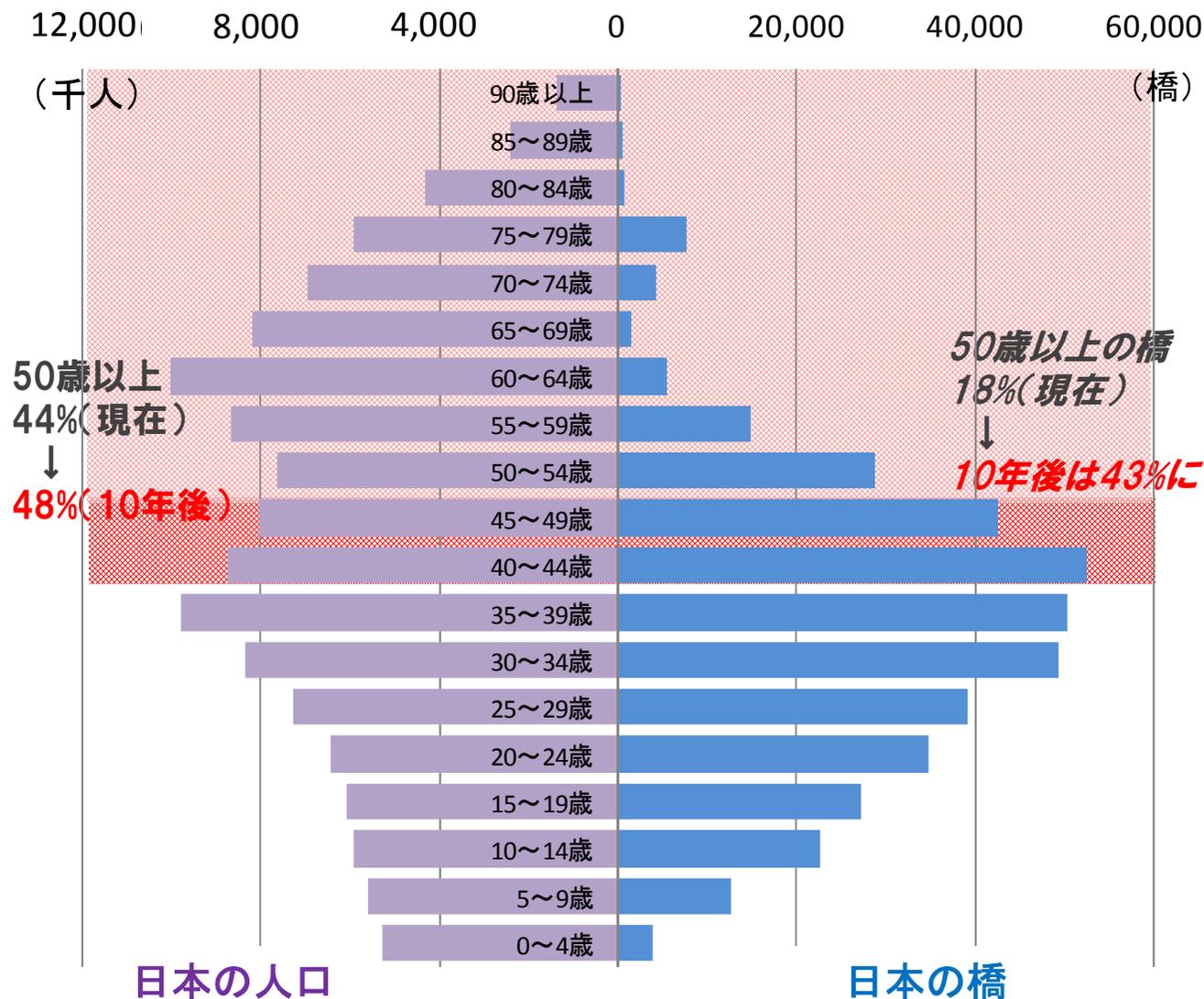


※四捨五入により端数調整している
 ※道路局調べ (H25.4)

道路インフラの現状 — 橋梁の高齢化

人と同じく橋も高齢化し、10年後には50歳以上の橋梁が全体の4割以上を構成

■人と橋の年齢分布



人口分布: 平成22年国勢調査人口等基本集計 (総務省統計局)

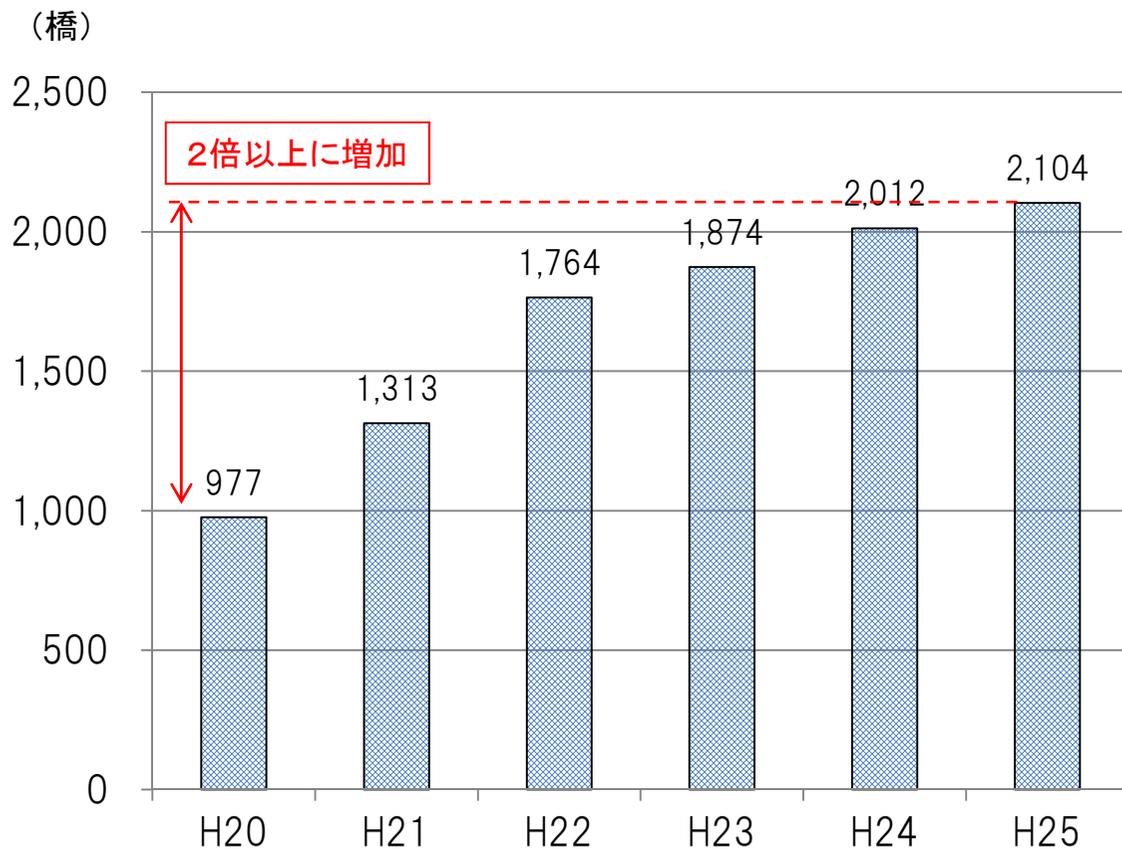
橋: 道路局調べ (H25.4)

※東日本大震災の被災地域は一部含まず
都道府県・政令市は、地方道路公社を含む

通行規制橋梁の増加

地方公共団体管理橋梁では最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

■地方公共団体管理橋梁の通行規制等の推移(2m以上)



※道路局調べ(H25.4)

※東日本大震災の被災地域は一部含まず
都道府県・政令市は、地方道路公社を含む



※メインケーブルの破損、主桁の腐食やコンクリート床版の剥離により通行規制を実施している事例

通行止め橋梁の事例

橋梁の通行止めにより、通学路が迂回するなど社会的影響も発生



1955(昭和25)年開通:58歳

所在地:中国地方

通行止め:平成25年3月～

- ・橋 長 :255.3m
- ・幅 員 :1.5m
- ・歩行者交通量:通学 約40人/日,その他 約120人/日
(規制前)

老朽化の事例(トンネル、道路附属物)

今年度もトンネルのコンクリート片落下、道路照明柱の腐食による転倒事故も発生

いぬふせ

■ 犬伏トンネル〔国道253号〕

1979(昭和54)年開通:34歳

所在地:新潟県十日町市

発生日:平成25年12月21日

※長さ約11cmのコンクリート片が落下



落下したコンクリート片

ながさかたるみ

■ 県道 長坂垂水線

1979(昭和54)年設置:34歳

所在地:兵庫県神戸市垂水区

発生日:平成25年7月3日

※根元が腐食した道路照明柱(高さ10m)が、暴風時に転倒し、照明柱が走行車両を直撃

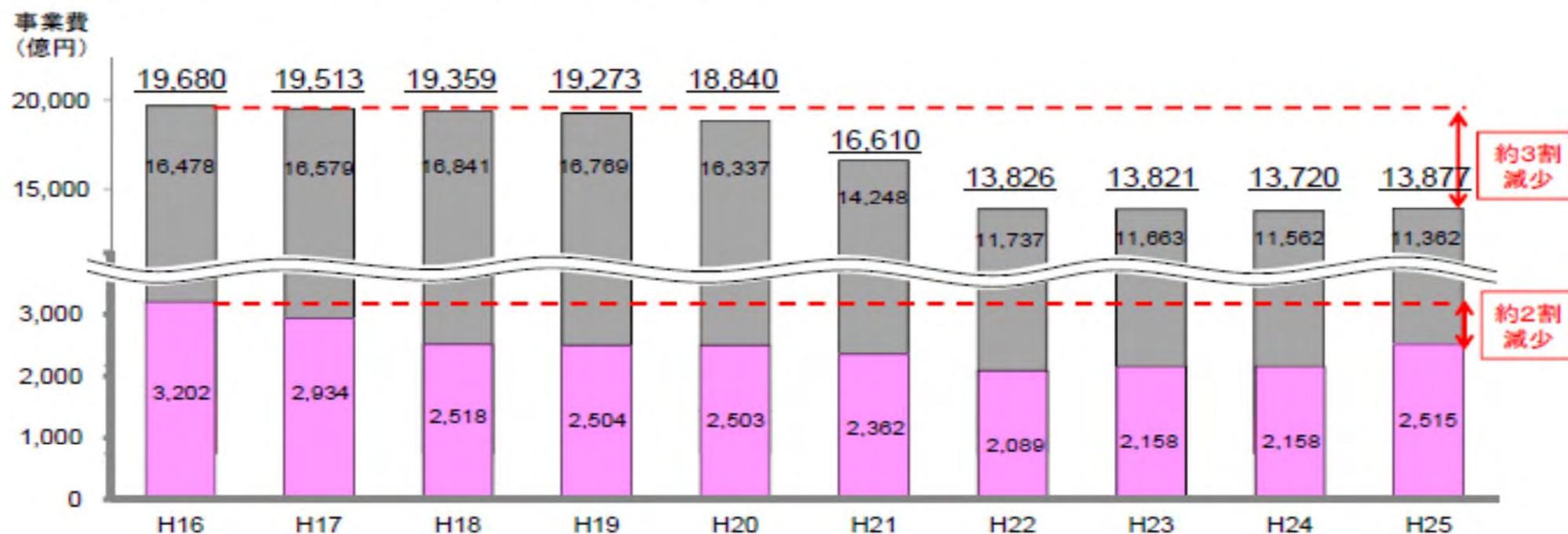


照明柱が走行車両を直撃

直轄維持修繕費の推移等

10年間で、直轄道路事業費は約3割減少
維持修繕費は、本来ならば増やすべきところ、約2割減少

■直轄の道路事業費全体と維持修繕費の推移

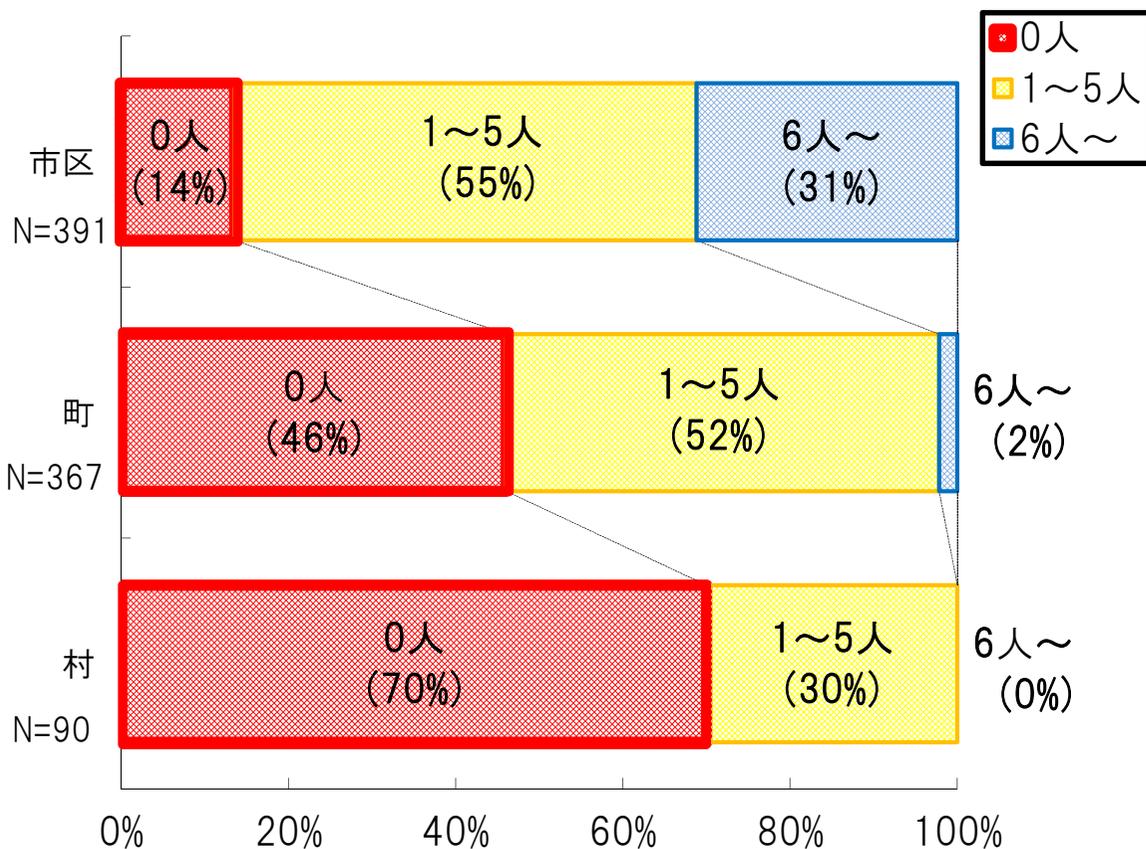


※諸費除き(H20年度以前は、H21年度の諸費の割合と同割合として算出)
※東日本大震災復旧・復興に係る経費を除く

(2) 地方公共団体の現状(技術者、点検方法)

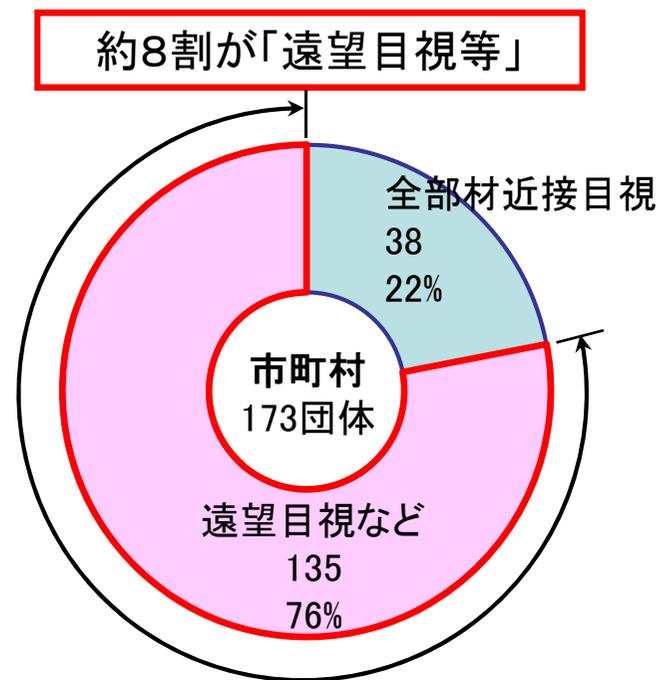
町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
地方公共団体の橋梁点検要領では、遠望目視による点検も多く(約8割)、点検の
質に課題あり

■ 市区町村における橋梁保全業務に携わる
土木技術者数



※道路局調べ(H24.7)

■ 地方公共団体が用いている橋梁点検要領
の点検方法



※道路局調べ(H25.10)

【点検の質が問題となった事例】

ある市において、遠望目視で点検した約50橋を対象に、第三者機関が近接目視による点検を実施したところ、約3割で点検結果が異なっていた。

道路インフラを取り巻く現状のとりまとめ

道路インフラの現状

- 全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道
- 一部の橋梁等で老朽化が顕在化
- 地方公共団体では、通行規制等の橋梁が5年間で2倍

老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は10年間で2割減
- 町の約5割、村の約7割で橋梁業務に携わる技術者がいない
- 地方公共団体の点検では遠望目視もあり、質に課題

地方公共団体における2つの根本的課題

メンテナンスに関する最低限のルール・基準が確立していない

メンテナンスサイクルを回す予算・技術がない

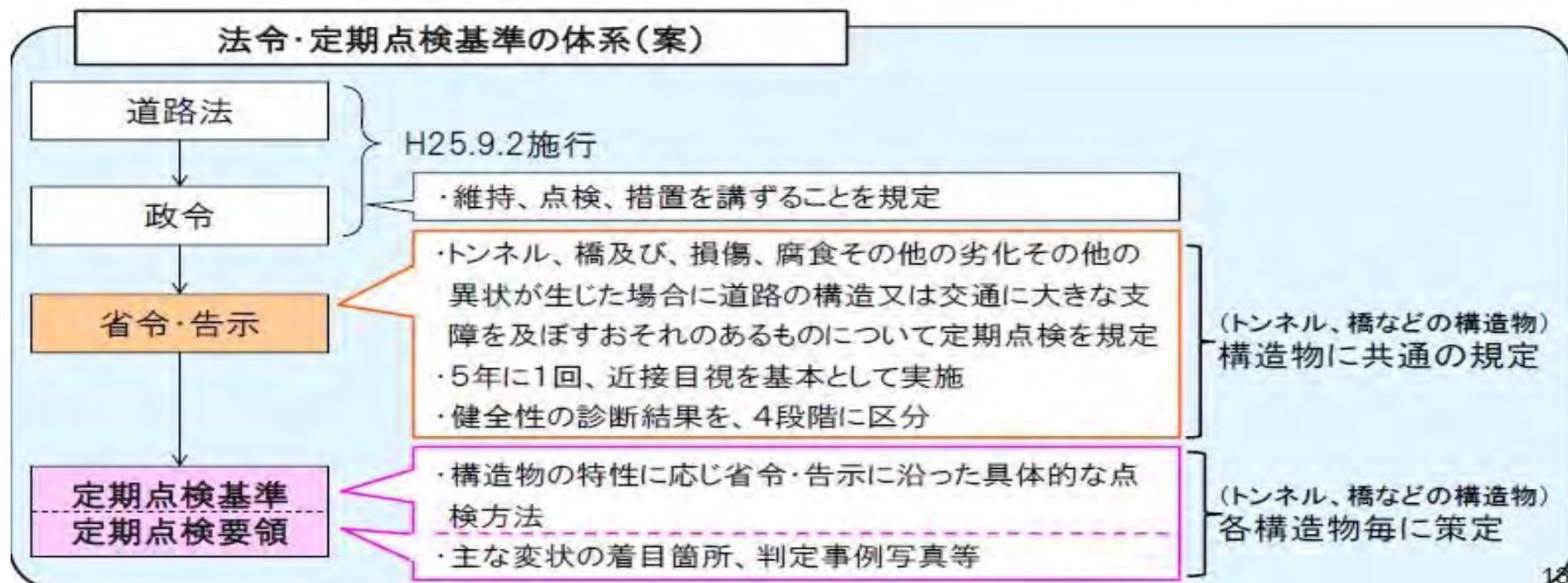
メンテナンスサイクルを確定
(道路管理者の義務の明確化)

メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築
(予算、体制、技術)

道路法に基づく点検や診断の基準を規定

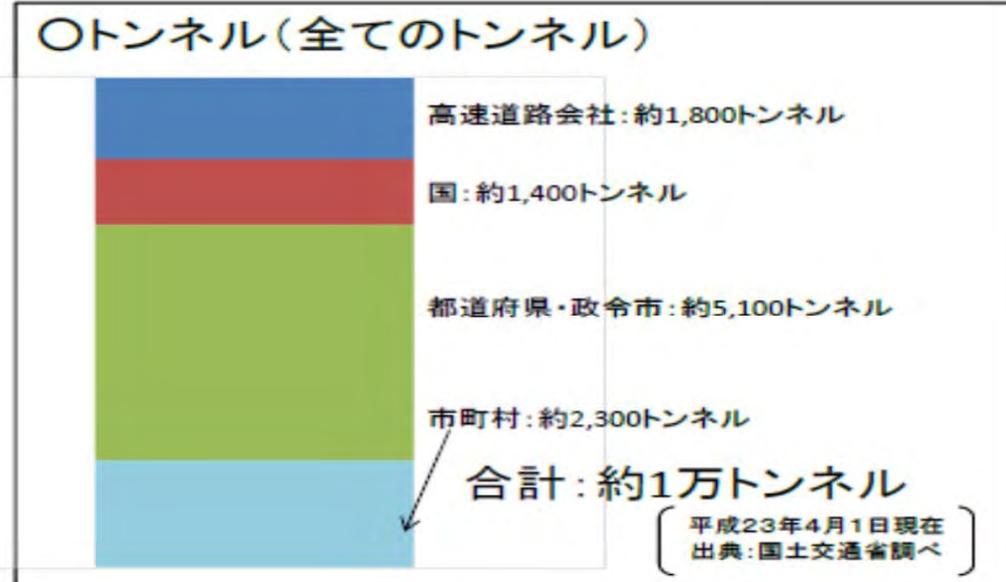
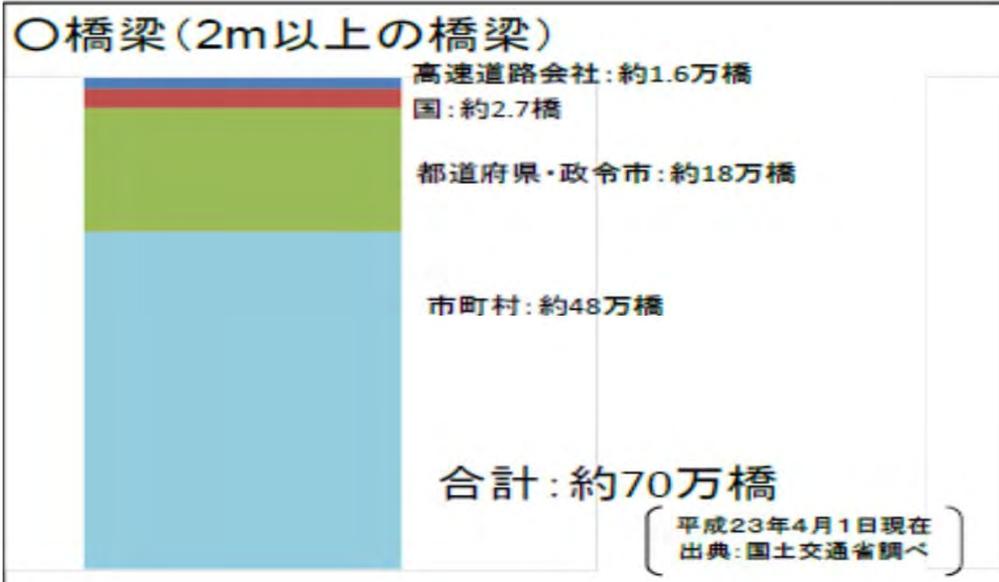
省令、告示、定期点検基準の体系(案)

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)



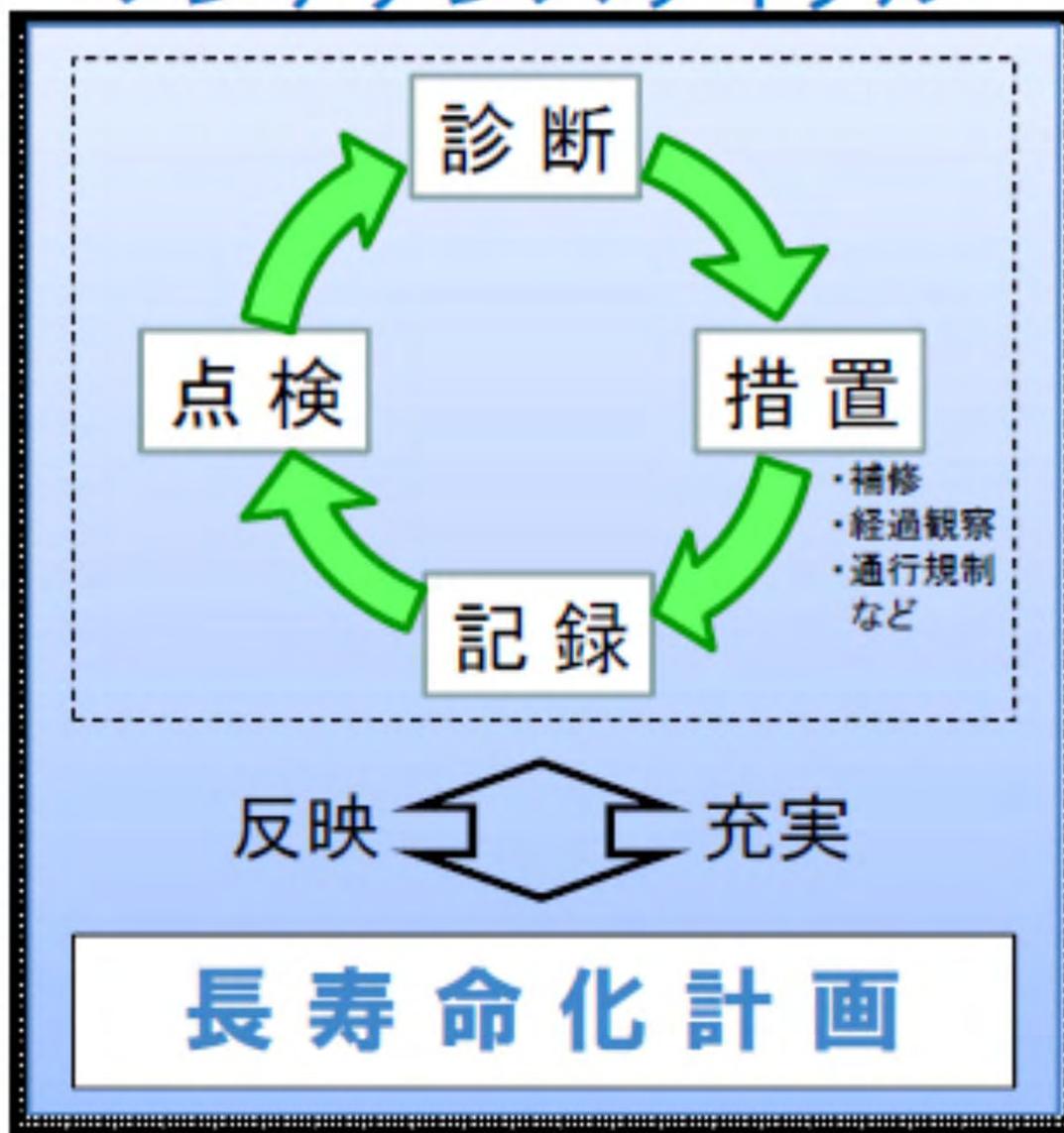
省令・告示で点検を規定する構造物の数

トンネル、橋等構造物について、省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定



1. 道路構造物の適切な維持管理に向けて

メンテナンスサイクル



道路の老朽化対策の本格実施に関する提言 概要

資料1

【1. 道路インフラを取り巻く現状】

(1) 道路インフラの現状

- 全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による実状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

(2) 老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は最近10年間で2割減少
- 町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

(3) 現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない

メンテナンスサイクルを回す仕組みがない

【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】

(1) メンテナンス元年の取組み

本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

- 道路法改正【H25.6】
 - 点検基準の法定化
 - 国による修繕等代行制度創設
- インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】
 - 『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』
 - ⇒インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定へ

(2) 目指すべき方向性

- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

産学官のヒト・モノ・カネ(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

【3. 具体的な取組み】

(1) メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

【点検】

- 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

【診断】

- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ健全度』 (発令・告示：H26.3.31公布、同月7.1施行予定)

区分	状態
I 健全	構造物の損傷に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の損傷に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の損傷に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の損傷に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【措置】

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

【記録】

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

(2) メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

【予算】

- (高速) ○高速道路更新事業の財源確保(通常国会に法改正案提出)
- (直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方) ○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

【体制】

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行(跨道橋等)
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

【技術】

- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
- 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

【国民の理解・協働】

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

道路メンテナンス会議とは

- ①メンテナンスサイクルを確実に廻してゆくために県内の全ての道路管理者が参加。
- ②そのために必要な意見調整・情報共有を行い、点検や修繕計画等について連携・協力してゆく。
- ③道路インフラの予防保全・老朽化対策体制強化を図る。

ご静聴ありがとうございました。

愛知県道路メンテナンス会議

設立趣意書（案）

愛知県の道路インフラ（道路管理者が管理する愛知県内の橋梁は、合計約2万5千橋、トンネルは約120本）は、昭和30年代前半からの高度経済成長期に集中的に整備され、急速に老朽化が進むことが確実である。今後、これらの補修や更新を行う必要が急激に高まってくることが見込まれており、厳しい財政状況にある中、これら老朽化した道路インフラの補修や更新を、いかに適確に対応していくかが重要な課題となっている。

また、橋梁では直轄国道管理分（約1千橋）、愛知県管理分（約4千橋）や名古屋市管理分（約9百橋）、高速・有料道路分（約2千4百橋）等はもとより、大部分を占める市町村管理分（約1万7千橋）も含めて、その実態を把握したうえで、長寿命化も図りつつ見通しを立てた計画的な補修・更新を行っていくことが必要となっている。

そのためには、国道、高速道路、有料道路、県道、市町村道等の、すべての道路管理者等が情報を共有し、連携して対応していくことが必要不可欠である。

本会議は、愛知県内における道路インフラの維持管理・補修・更新等を効果的・効率的に行うため、交通上密接な関連を有する道路管理者等が相互に意見調整・情報共有を行い、道路インフラの点検結果や修繕計画等について協力することにより、円滑な道路管理を促進し、道路インフラの予防保全・老朽化対策の体制強化を図ることを目的として設置するものである。

平成26年4月28日

愛知県道路メンテナンス会議 規約（案）

（名 称）

第1条 本会議は、「愛知県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、愛知県内の各道路管理者等が、橋梁等の老朽化対策において連携を強化することにより、道路の戦略的維持管理・更新等の促進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- （1）道路インフラの戦略的維持管理・更新等の全般に係る意見調整・情報共有に関すること。
- （2）道路インフラの戦略的維持管理・更新等に係る点検、診断、修繕及び更新に関する調整、技術支援策・発注支援策に関すること。
- （3）その他、道路の戦略的維持管理・更新等に関連し会長が妥当と認めた事項。

（組 織）

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、愛知県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし会長は国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所長、副会長は愛知県建設部道路維持課長、名古屋市緑政土木局道路建設部長及び中日本高速道路株式会社名古屋支社名古屋保全・サービスセンター所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は「別表－1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者等からなる「専門部会」を設置することができるものとする。
専門部会は、「別表－2」の構成員の内、個別課題の関係者により構成する。ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
6. 会議に、道路インフラ等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口として、「長寿命化推進室」を設置するものとし国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所に置く。

（事務局）

第5条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所管理第二課、国土交通省中部地方整備局地域道路課、愛知県建設部道路維持課、名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課及び中日本高速道路株式会社名古屋支社名古屋保全・サービスセンター担当課が担うものとする。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第7条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年4月28日から施行する。

愛知県道路メンテナンス会議 名簿（案）

	所 属	役 職
会 長	国土交通省中部地方整備局	名古屋国道事務所長
	〃	中部技術事務所長
	〃	道路部 道路保全企画官
	〃	道路部 地域道路課長
副会長	愛知県建設部	道路維持課長
副会長	名古屋市緑政土木局	道路建設部長
	名古屋市緑政土木局	路政部長
	愛知県道路公社	工務課長
	名古屋高速道路公社	保全課長
副会長	中日本高速道路株式会社 名古屋支社	名古屋保全・サービスセンター所長
	〃	豊田保全・サービスセンター所長
	〃	多治見保全・サービスセンター所長
	〃	羽島保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括チームリーダー
	中日本高速道路株式会社 東京支社	浜松保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括チームリーダー
	豊橋市	建設部長
	岡崎市	土木建設部長
	一宮市	建設部長
	瀬戸市	都市整備部長
	半田市	建設部長
	春日井市	建設部長
	豊川市	建設部長
	津島市	建設部長

	所 属	役 職
	碧南市	建設部長
	刈谷市	建設部長
	豊田市	建設部長
	安城市	建設部長
	西尾市	建設部長
	蒲郡市	建設部長
	犬山市	都市整備部長
	常滑市	建設部長
	江南市	都市整備部長
	小牧市	都市建設部長
	稲沢市	建設部長
	新城市	建設部長
	東海市	都市建設部長
	大府市	建設部長
	知多市	都市整備部長
	知立市	建設部長
	尾張旭市	都市整備部長
	高浜市	都市政策部長
	岩倉市	建設部長
	豊明市	経済建設部長
	日進市	建設経済部担当部長
	田原市	都市建設部長
	愛西市	経済建設部長
	清須市	建設部長
	北名古屋市	建設部長

	所 属	役 職
	弥富市	開発部長
	みよし市	都市建設部長
	あま市	建設産業部長
	長久手市	建設部長
	東郷町	経済建設部長
	豊山町	経済建設部長
	大口町	建設部長
	扶桑町	産業建設部長
	大治町	建設部長
	蟹江町	産業建設部長
	飛島村	開発部長
	阿久比町	建設経済部長
	東浦町	建設部長
	南知多町	建設経済部長
	美浜町	建設部長
	武豊町	産業建設部長
	幸田町	建設部長
	設楽町	建設課長
	東栄町	建設課長
	豊根村	経済土木課長
	公益財団法人愛知県都市整備協会 まちづくり事業部	区画整理課長
事務局	国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所 管理第二課	
	国土交通省中部地方整備局 道路部 地域道路課	
	愛知県 建設部 道路維持課	
	名古屋市 緑政土木局 道路建設部 道路建設課	
	中日本高速道路株式会社名古屋支社 名古屋保全・サービスセンター担当課	

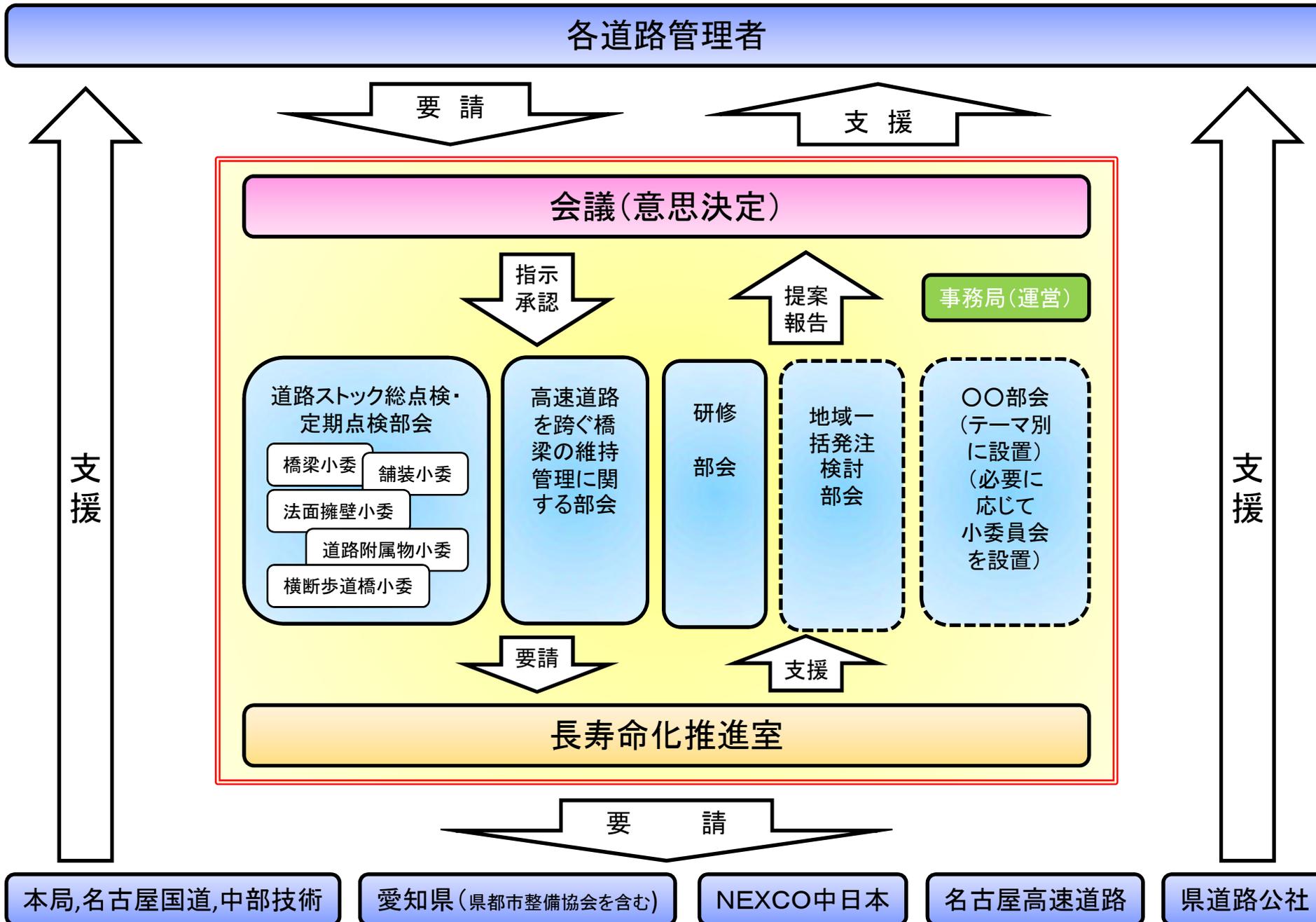
愛知県道路メンテナンス会議 専門部会 名簿（案）

	所 属	役 職
	国土交通省 中部地方整備局	名古屋国道事務所 道路構造保全官
	〃	中部技術事務所 副所長
	〃	道路部 道路構造保全官
	〃	道路部 地域道路課長補佐
	愛知県建設部	道路維持課長補佐
	愛知県道路公社	工務課長補佐
	名古屋市緑政土木局 道路建設部	道路建設課長
	名古屋市緑政土木局 路政部	道路維持課長
	名古屋高速道路公社	保全課長補佐
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社	名古屋保全・サービスセンター 総務企画担当課長
	〃	豊田保全・サービスセンター 総務課企画担当課長
	〃	多治見保全・サービスセンター 総務企画担当課長
	〃	羽島保全・サービスセンター 総務企画担当課長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括チームサブリーダー
	中日本高速道路株式会社 東京支社	浜松保全・サービスセンター 総務企画担当課長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括チームサブリーダー
	豊橋市	道路建設課長
	〃	道路維持課長
	岡崎市	道路建設課長
	〃	道路維持課長
	一宮市	道路課長

	所 属	役 職
	一宮市	維持課長
	瀬戸市	維持管理課長
	半田市	土木課長
	春日井市	道路課長
	豊川市	道路維持課長
	津島市	都市整備課長
	碧南市	土木課長
	刈谷市	土木管理課長
	豊田市	道路予防保全課長
	安城市	土木課長
	〃	道路維持課長
	西尾市	土木課長
	蒲郡市	土木港湾課長
	犬山市	道路維持課長
	常滑市	土木課長
	江南市	土木課長
	〃	防災安全課長
	小牧市	道路課長
	稲沢市	土木課長
	〃	用地管理課長
	新城市	土木課長
	東海市	土木課 統括主幹
	大府市	維持管理課長
	〃	土木課長
	〃	生活安全課長
	知多市	土木課長
	知立市	土木課長

	所 属	役 職
	尾張旭市	土木管理課長
	高浜市	都市整備グループリーダー
	岩倉市	都市整備課長
	豊明市	土木課長
	日進市	土木管理課長
	田原市	土木課長
	愛西市	建設課長
	清須市	土木課長
	北名古屋市	施設管理課長
	弥富市	土木課長
	みよし市	土木管理課長
	あま市	土木課長
	長久手市	土木課長
	東郷町	建設課長
	豊山町	建設課長
	大口町	建設農政課長
	扶桑町	土木課長
	大治町	都市整備課長
	蟹江町	土木農政課長
	飛島村	建設課長
	阿久比町	建設環境課長
	東浦町	土木課長
	南知多町	建設課長
	美浜町	土木課長
	武豊町	土木課長
	幸田町	土木課長
	設楽町	建設課長

	所 属	役 職
	東栄町	建設課長
	豊根村	経済土木課長
	公益財団法人愛知県都市整備協会 まちづくり事業部	区画整理課長補佐
事務局	国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所	管理第二課
	国土交通省中部地方整備局 道路局	地域道路課
	愛知県 建設部	道路維持課
	名古屋市 緑政土木局 道路建設部	道路建設課
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	名古屋保全・サービスセンター担当課



資料 3

(案)

愛知県道路メンテナンス会議「専門部会」概要

平成26年4月28日時点

名 称	道路ストック総点検 ・定期点検部会	高速道路を跨ぐ橋梁の 維持管理に関する部会	研修部会	地域一括発注検討部会
概 要	<p>県内の名古屋市を除く53市町村が実施する道路ストック総点検および定期点検への支援を検討・調整する専門部会。</p> <p>平成25年4月9日に設立した「道路施設老朽化対策推進協議会」における内容を引き継ぐ。</p> <p>道路ストック総点検については、橋梁分野の実施方法および全分野の維持修繕計画策定の検討・調整を行う。定期点検については、点検要領等の検討・調整を行う。</p>	<p>県内における高速道路を跨ぐ橋梁の適切な点検、補修の実施および必要な耐震補強について、跨道橋の管理者とNEXCO中日本との間で、対策等必要な事項について検討・調整を図る専門部会。</p> <p>平成25年11月11日に設立した「愛知県における高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会」の内容を引き継ぐ。</p>	<p>現在、各機関が道路メンテナンスに係わる技術者育成等を目的とした研修を実施している。そこで、各研修の内容を把握・整理し、市町村ニーズも踏まえた上で、不足している分野を洗い出し、新たに必要になる研修の内容・実施方法等を検討・調整する専門部会。</p>	<p>道路の老朽化対策の本格実施に関する提言において地方公共団体の取組に対する支援の一つにあげられている「メンテナンス業務の地域単位での一括発注および複数年契約」について、愛知県内における必要性および実施方法等を検討・調整する部会。</p> <p>今後実施する市町村ニーズ調査の結果に応じて設置する。</p>
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省 ・愛知県（部会長） ・愛知県都市整備協会 ・53市町村 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省 ・NEXCO中日本（部会長） ・愛知県 ・名古屋市 ・愛知県道路公社 ・名古屋高速道路公社 ・関係10市町 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省（部会長）を始めとする全機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員は、市町村ニーズ調査の結果に応じて決定